

# 地域住宅計画

## 芝山町地域

芝山町

令和4年12月(第1回変更)

# 地域住宅計画

計画の名称	芝山町地域		
都道府県名	千葉県	作成主体名	芝山町
計画期間	令和 4 年度	～	8 年度

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

本町は千葉県の北東部北総台地のほぼ中央に位置し、東京都心から約60km 圏に所在しており、東は多古町、東南に横芝光町、南西に山武市、北西に富里市、北は成田市に接し、成田空港に隣接している。古くから農業を基幹産業として高品質な農産物が盛んに生産されている一方、近年では、空港に接していることから3つの工業団地を中心に工業・物流系企業が多く進出している。国勢調査によれば、本町の人口は減少傾向にあり、令和2年（2020年）時点で7,033人となっており、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加しており、高齢化率は37.4%となっている。

## 2. 課題

○成田空港の更なる機能強化により、町の北部では成田空港の拡張が予定されており、本町の都市構造に大きな影響が及ぶことが予想される。拡張に伴う移転対象者の新規宅地や町の発展に資する新規住宅系拠点として3地区を都市計画マスタープランにおいて位置づけ、良好な住環境整備の創出に資するインフラ整備を促進していく。

○良好な住宅ストック形成を推進するために情報提供や相談体制の充実が必要となる。

○適正な管理が行われていない空家等が地域住民の生命・身体・財産や生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、生活環境の保全を図るとともに、空き家バンクの活用など利活用策を促進する必要がある。

### 3. 計画の目標

『新規住宅系拠点として位置付けた小池・川津場・千代田地区において住環境の整備を図り、住宅・宅地の促進に寄与する。』

『空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。』

『住宅環境向上及び既存住宅ストックの利活用の促進とともに、空き家対策の推進を図る。』

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		
			基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
空家等対策の推進	戸	管理不全空家の除却	0戸	R4	5戸	R8
既存住宅ストックの利活用の推進	戸	通常住宅及び空き家住宅の利活用のためにリフォーム補助金を活用した戸数	29戸	R4	40戸	R8

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

### (1) 基幹事業の概要

#### <空き家再生等推進事業>

- ・ 芝山町空き家等対策計画の見直しにあたり、空き家等実態調査を行い、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

### (2) 提案事業の概要

#### <<芝山町住宅リフォーム補助事業>>

- ・ 町内の既存住宅ストックの利活用とともに、地域経済の活性化及び空き家対策の促進を図るため実施する。

### (3) 効果促進事業の概要

#### <<空き家等対策計画策定検討事業>>

- ・ 空き家等対策計画策定のための検討作業を行い、空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の向上を図る。

### (4) その他（関連事業など）

## 6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
住宅地区改良事業等(空き家再生等推進事業)	空家等実態調査	芝山町	芝山町全域	9
合計				9.000
提案事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
芝山町住宅リフォーム補助事業	リフォーム補助	芝山町	5件	2.4
				2.400
効果促進事業				
事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
空家等対策計画検討事業	空家等対策計画策定のための検討事業	芝山町	芝山町全域	10.0
				10.000

(参考)関連事業			
事業(例)		事業主体	規模等

※交付期間内事業費は概算事業費

## 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

## 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

## 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。